

消 防 計 画

（目的）

第 1 条 この計画は、（ ）の防火管理業務について必要な事項を定め火災等の災害の予防及び人命安全確保並びに被害の防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 この計画は、（ ）に勤務（居住）し、また出入りするすべての者に適用する。

（委託状況）

第 3 条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は別記様式 1 のとおりとする。

（管理権原者の責任等）

第 4 条 管理権原者は、防火管理に関するすべての責任を有し、次の事項を行う。

- （1）防火管理者の選（解）任及び消防長への届出
- （2）消防用設備等の点検結果の消防長への報告
- （3）防火管理者が消防計画を作成する場合の必要な指示
- （4）防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備欠陥事項がある場合の速やかな改修
- （5）管理権原者は、防火対象物点検資格者に火災予防上必要な事項等について点検させその結果を消防長に報告しなければならない。

（防火管理者の権限と業務）

第 5 条 防火管理者（ ）は、この計画について一切の権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- （1）従業員等に対する防火管理者上必要な指示命令又は監督
- （2）避難又は防火管理上必要な設備・構造の維持管理
- （3）建築物の自主検査、及び消防用設備等の自主点検、及び指導監督
- （4）消防長に対する関係法令に基づく各種報告、及び指導の要請
- （5）消防計画の検討・作成並びにこれに基づく教育、及び訓練の企画又は実施
- （6）その他防火管理上必要な業務

（火元責任者の任務）

第 6 条 日常における火災予防を行うため、防火管理者のもとに下表のとおり火元責任者をおき、担当区域及び任務を定める。

担当区域とその任務内容等

火元責任者	担当区域	任 務 内 容
		1 喫煙、灰皿、湯沸場等の火気管理
		2 火気使用設備・器具、電気設備・器具使用前後の安全確認
		3 消防用設備等の維持管理
		4 その他火災予防上必要な事項

(自主点検)

第7条 建築施設、火気使用設備等の自主点検を、下表のとおり定期的を実施する。

建築施設、火気使用設備等の自主点検

区 別	実 施 時 期	担 当 者
建 築 物 施 設	月	
	月	
火 気 使 用 設 備 ・ 器 具	月	
	月	
電 気 設 備 ・ 器 具	月	
	月	
危 険 物 施 設	月	
	月	

(法定点検)

第8条 消防用設備等の法定点検を、下表により定期的を実施する。

法定点検

消 防 用 設 備 等	点 検	時 期
	機 器 点 検	総 合 点 検
消 火 器	月 月	月
自 動 火 災 報 知 設 備	月 月	
非 常 警 報 設 備	月 月	
誘 導 灯 ・ 標 識	月 月	月
避 難 器 具	月 月	

(点検報告)

第 9 条 () は、前条の規定に基づき実施した点検結果を「消防用設備等点検結果報告書」により、() 年に 1 回消防長に報告する。

(自衛消防組織)

第 1 0 条 自衛消防組織及びその任務内容を、下表のとおり定める。

自衛消防隊組織編成表

係 名	氏 名	任 務 内 容
自 衛 消 防 隊 長		通報の確認、避難誘導及び消火活動の指揮並びに避難人員の確認。
通 報 連 絡 員		1 1 9 通報するとともに建物内及び関係者への連絡。また、消防隊の誘導及び情報提供。
避 難 誘 導 員		来館者等を建物外に誘導すること。混乱防止のため大声で避難方向、方法について指示すること。
消 火 員		消火器又は屋内消火栓により、消火活動にあたること。

(地震対策)

第 1 1 条 地震時の災害の予防、及び地震直後の活動は次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 地震時の予防処置

- ア 第 5 条の「火元責任者の任務」、第 6 条の「自主点検」による他、工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒落下し、避難等に支障が生じないよう日常の十分な確認
- イ 火気使用設備・器具等の転倒、落下防止及び自動消火装置、自動停止装置等の作動状況の確認
- ウ 非常持出品の準備及び確認

(2) 地震直後の活動

- ア 第 9 条の自衛消防隊の任務内容による活動
- イ 火気使用設備・器具等の使用の停止及び出火防止措置
- ウ 避難にあたっては一時集合場所 () に集結し、人員確認後全員で避難場所 () への避難

(訓練)

第 1 2 条 防火管理者は、下表により訓練を行い、災害時における諸活動の熟練を図る。
又必要に応じ所轄消防署に指導の要請を行うものとする。

訓練の実施時期

訓 練 種 別		実 施 時 期
部 分 訓 練	消火訓練	月
	通報訓練	月
	避難訓練	月
総 合 訓 練		月

附 則

この消防計画は、令和 年 月 日から施行する。

別記様式 1

防火管理業務の委託状況

(方 式) (年 月 日現在)

防 火 対 象 物	名 称				
	所 在 地				
	管 理 権 原 者 氏 名			防 火 管 理 者 氏 名	
受 託 者	氏 名 (名 称)				
	住 所 (所 在 地)		T E L		
	担 当 事 務 所	名 称		責 任 者 氏 名	
		所 在 地	T E L		
受託者の行う防火管理 業務の範囲					
受託者の行う防火管理 業務の方法					
(備 考)					

備 考

建物の管理権原者が複数（テナントビル等）の場合は次のとおり置き換える。

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき、（ ）のうち（ ）の管理権原の及ぶ部分における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防、及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

第 2 条 この計画は、（ ）のうち、次に示す部分に勤務（居住）し、又は出入りするすべての者に適用する。

ー計画の適用範囲ー

- 1 （ ）…例 2 階〇〇店内
- 2 （ ）…例 2 階〇〇店前の廊下部分・廊下部分